

〈3〉 米国トランプ政権の 安全保障輸出管理法規制・制裁の方針・動向

CISTEC 調査研究部 参事（国際担当）兼 主任研究員 田上 靖

〔はじめに〕

米国トランプ政権が本年1月20日に成立してから5ヶ月以上が経過し、現在に至るまで、種々の紆余曲折があったが、同政権の安全保障輸出管理方針・政策の特徴が明確になってきた。

そこで、本稿において、以下のⅠ～Ⅶにつき、ご説明する。

Ⅰ. 米国トランプ政権の安全保障輸出管理方針・政策の特徴

1. 輸出管理方針全般の厳格化
2. 二次制裁（Secondary Sanctions）の重視及び積極活用による安全保障の徹底（日本政府も北朝鮮関連の二次制裁につき賛同）
3. 対北朝鮮におけるオバマ政権の戦略的忍耐政策の全面的否定・厳格方針採用及び北朝鮮への迂回輸出防止のための他国への積極的働きかけ（北朝鮮包囲網構築）
4. 対中国における硬軟両様の政策（北朝鮮封じ込めのために中国の影響力を利用）
5. 現実的な対イラン政策（昨年1月のJCPOA（イラン核合意）履行及びそれに基づく米国主要イラン制裁解除の枠組維持の下での厳格政策）

Ⅱ. 対北朝鮮政策・動向

Ⅲ. 対中国政策・動向

Ⅳ. 対イラン政策・動向

Ⅴ. 対キューバ政策・動向

Ⅵ. 対ロシア政策・動向

Ⅶ. 対スーダン政策・動向

Ⅰ. 米国トランプ政権の安全保障輸出管理方針・政策の特徴

現在までのところ、特徴は、以下の5点にある。

（但し、トランプ大統領が、様々な強い批判にさらされながらも当選し、また、6月の4選挙区での下院議員補欠選挙の全てにおいて共和党候補を勝利させることが出来た要因の一つは、ビジネス界での成功経験、個別の失敗の克服経験への信頼及びそれによる旧弊の抜本的改革への期待にあり、彼も、その信頼、期待に応えるべく、状況変化に柔軟かつ迅速に対応すること及び相手方に予測されない行動、サプライズのある実効的な新施策を実施し、交渉、ディールを有利に進めることをモットーとしているので、今後の世界及び米国の状況変化に応じ、安全保障輸出管理方針・政策も柔軟に変化していくであろうことは言うまでもない。）

1. 輸出管理方針全般の厳格化

2017年3月7日付で、米国の司法省、財務省OFAC、商務省BISが、中国大手通信機器メーカーのZTE Corp社及びZTE Kangxun社に対し、ITSR（イラン取引・制裁規則）及びEAR（輸出管理規則）に違反して、イラン及び北朝鮮に違法に輸出・再輸出したこと、その違反隠蔽工作をすると共に米国政府当局による捜査・調査を妨害したこと等を理由として、（1）総額約11.9億ドルの罰金・没収処分、（2）商務省発行懸念リストのDenied Persons List掲載処分（7年間）（ただし、法令遵守・命令条件遵守を条件として執行猶予）、（3）法令遵守のための各種措置実施命令を公表した。さらに、2017年3月29日で、ZTE Corp.の元社長兼CEOのShi Lirong（史立榮）の米国懸念リストEntity List新規掲載が施行されている。

上記の3月7日付の処分の公表の際に、米国のロス商務長官は、「ゲームは終わりだ。米国法令違反者に対して、厳格な処罰・処分を行っていくのがトランプ政権の方針であることを全世界に知らしめたい」とのコメントを公表し、トランプ政権がオバマ政権よりも厳格な輸出管理方針を採ることを示唆している。

2. 二次制裁（Secondary Sanctions）の重視及び積極活用による安全保障の徹底（日本政府も北朝鮮関連の二次制裁につき賛同）

（1）二次制裁（Secondary Sanctions）とは

二次制裁とは、米国特別法令に基づき、非米国企業・非米国人による非米国からのEAR対象外品目（例：純粋の日本原産品目）の輸出・取引にも適用される制裁・規制を意味する。

（2）主な米国二次制裁法令

①大統領令13382（大量破壊兵器拡散防止）/大量破壊兵器関連取引規制規則

→違反者：NPWMDとしてSDNリストに掲載。行政罰・刑事罰。

違反者へのEAR対象品目の非米国からの再輸出もEAR上許可要。

②イラン・北朝鮮・シリア拡散防止法

→違反者：国務省のHPに掲載。違反者への輸出禁止。政府調達への参加禁止。

上記法令①及び②の概要は、筆者執筆の下記論稿で説明の通り。

「米国の北朝鮮関連域外適用制裁・規制の概要」（CISTECジャーナル2016年5月号）

http://www.cistec.or.jp/journal/data/1605/05_chousabunseki_report02.pdf

③イラン関連二次制裁法令

2016年1月16日のJCPOA（イラン核合意）履行日（Implementation Day）における米国のイラン二次制裁（Secondary Sanction）主要部分解除の概要及び現在も存続しているイラン関連二次制裁法令概要は、筆者執筆の下記（1）～（3）の論稿で説明の通り。

（i）「JCPOA履行日到来に基づく国連、米国、EUのイラン制裁・規制の緩和改正概要」

（CISTECジャーナル2016年3月号）

http://www.cistec.or.jp/journal/data/1603/04_yusyutukanri_news01.pdf

（ii）「米国の対イラン・キューバ規制・制裁緩和の最新動向」セミナー Q&A イラン編

(CISTECジャーナル2016年9月号)

http://www.cistec.or.jp/journal/data/1609/16_seminar_news01Q&A.pdf

(iii) 「BIS Update Conference 2016 レポート」の「6. イラン規制・制裁の最新状況」

(CISTECジャーナル2017年3月号)

http://www.cistec.or.jp/journal/data/1703/08_yusyutukanri_news02.pdf

④北朝鮮関連二次制裁法令

「Ⅱ. 対北朝鮮政策・動向」で後述。

(3) 二次制裁についての方針・動向

(i) 米国政府方針

「トランプ政権、北朝鮮に制裁強化へ 国際金融システムから締め出し＝米高官」(ロイター)

(2017年3月21日)

米政府高官は20日、トランプ政権が、対北朝鮮対策を見直す中で、北朝鮮を国際金融システムから締め出す制裁を検討していることを明らかにした。トランプ政権は、核・ミサイルの脅威が増している北朝鮮に経済、外交的な圧力を強めるとともに、米国、米国の同盟国である韓国と日本の防衛体制を強化する方針。新たな制裁はその一環という。ティラーソン米務長官はアジア歴訪中、北朝鮮への武力行使を排除しない姿勢を示した。北朝鮮への武力行使は以前から一つの選択肢となっていたが、トランプ政権はリスクが少ない選択肢をとっているようだ。(中略)

米政府高官によると、ティラーソン国務長官を含む米政権高官は水面下で中国に、より広範な「第二次制裁」について警告したという。それは、北朝鮮と取引がある銀行、その他企業を対象とした制裁で、多くの中国企業が対象となることを意味する。こうした措置は、北朝鮮をもっと抑制するよう中国に一段と圧力をかけることでもある。(中略) 米政権内で策定中とされる措置は、かつて核開発をめぐりイランに科した制裁と狙いを同じくする。しかし、こうした措置が、すでに重い制裁を受けている北朝鮮に効果を持つためには、国際的な協力、とりわけ中国の協力が欠かせない。(後略)

<http://jp.reuters.com/article/northkorea-usa-sanctions-idJPKBN16S069>

「北朝鮮問題で二次制裁検討＝米務長官」(上院外交委員会の公聴会)(ロイター)(6月13日)

ティラーソン米務長官は13日、上院外交委員会の公聴会で、北朝鮮と取引のある国への二次制裁を検討していると述べた。(中略) 北朝鮮の核・ミサイル開発を巡っては、ティラーソン長官はすべての同盟国と問題を協議しているとし、中国からは一定の対応が見られたと述べた。来週開催する米中当局者によるハイレベル対話でも最優先議題になるとしている。さらに米国は他国と協力し、石油など、北朝鮮への必要物資の供給を断つ必要があるとしたほか、北朝鮮と取引する組織への二次制裁を検討すべきとした。(後略)

<http://jp.reuters.com/article/usa-diplomacy-tillerson-0613-dip-aid-idJPKBN1942JY?il=0>

(ii) 日本政府の方針